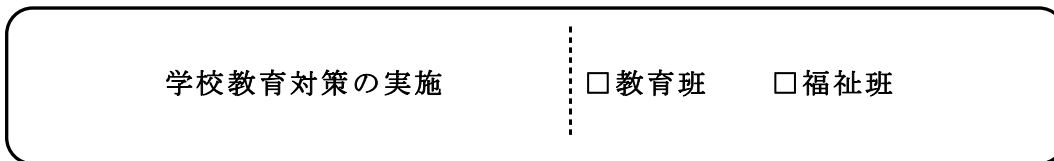


## 第19節 学校教育対策の実施



### 【基本方針】

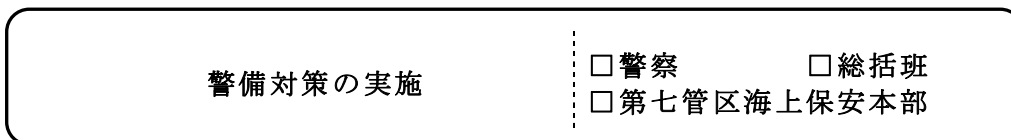
東日本大震災では津波浸水等により、多くの地区避難所（集会所）が被災し、小・中学校、高校等の学校施設が多数の避難者収容と長期避難拠点として大きく寄与した。

しかし、他方で多数の避難者が長期滞在するなかでの教育再開は、施設空間的な制約や教員及び児童・生徒等の心理的な面で大きな課題を残した。

市は、災害の発生時における児童・生徒等の安全確保及び教育実施者の確保、文教施設の応急復旧、教科書、学用品の応急処置等の措置を講ずるとともに、その避難施設としての機能強化を図る。

地震・津波災害時における文教対策は、一般災害対策：第III編第2章第19節「学校教育対策計画」に準ずる。

## 第20節 警備対策の実施



### 【基本方針】

警察及び第七管区海上保安本部は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、市や関係防災機関と緊密な連携のもと、各種応急対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を保護し、社会公共の安全確保と地域の秩序の維持にあたることとする。

地震・津波災害時における警備対策は、一般災害対策：第III編第2章第7節「公安警備計画」に準ずる。